

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第48号

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員地域手当支給規則（平成18年四日市市規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p><u>（被災地への派遣職員地域手当）</u></p> <p><u>第3条の2 被災地への応援職員として派遣されている職員については、派遣期間中、本市の級地区分に対応する地域手当を支給する。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、派遣先の級地区分に対応する地域手当を支給することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p><u>（当分の間における地域手当に関する経過措置）</u></p> <p><u>4 令和7年4月1日から当分の間における条例附則第87条の規定の規則で定める級地は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="204 1733 820 1917"><thead><tr><th>級地</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 級地</td><td>1 0 0 分の 2 0</td></tr><tr><td>4 級地</td><td>1 0 0 分の 9</td></tr></tbody></table>	級地	支給割合	1 級地	1 0 0 分の 2 0	4 級地	1 0 0 分の 9	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p>
級地	支給割合						
1 級地	1 0 0 分の 2 0						
4 級地	1 0 0 分の 9						

改正後		
別表第1（第2条、第3条関係）		
都道府県	支給地域	級地
（略）		
三重県	四日市市	<u>4級地</u>

改正前		
別表第1（第2条、第3条関係）		
都道府県	支給地域	級地
（略）		
三重県	四日市市	<u>5級地</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、この規則による改正後の四日市市職員地域手当支給規則第3条の2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（総務部人事課）